

G Xスタートアップ開発製品等の需要創出支援事業 事業会社 募集要項

募集期間 令和7年7月1日（火曜日）～9月30日（火曜日）

東京都

産業労働局 産業・エネルギー政策部計画課

【お問い合わせ先（受託者）】

デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社
G Xスタートアップ開発製品等の需要創出支援事業 運営事務局

（所在地） 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

（メールアドレス） tokyo_gxsu@tohatsu.co.jp

（電話番号） 03-6679-0424

1 募集の概要

【事業の目的】

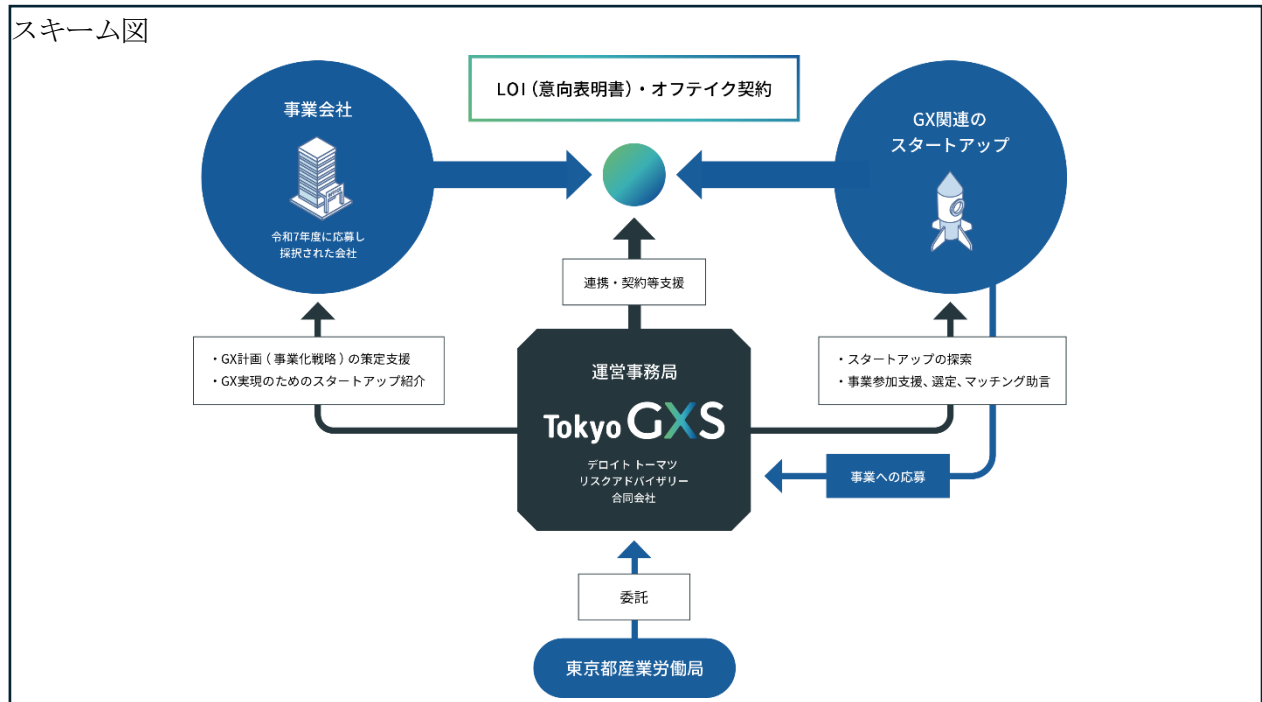
G X¹スタートアップ開発製品等の需要創出支援事業（以下、「本事業」という。）では、G XスタートアップからのG X製品等の調達に向けたL O I²/オフテイク契約³締結のモデルを作り、広く発信することで、都内のG X製品等需要の創出を目指すことを目的としています。

この度、G Xスタートアップ等を活用し、開発した製品や技術等の調達・採用を検討している事業会社を募集し、G Xスタートアップ等とのL O I等の締結等に向けた取組支援を実施します。

【事業の概要】

本事業は、次のような取組で構成しています。

- ・ G Xスタートアップ等が開発した先端的な製品や技術等を求め、L O I/オフテイク契約締結を目指している事業会社を募集します。東京都は、申込のあった内容を外部有識者等で構成する審査会で審査し、支援対象となる事業会社を選定します。
- ・ 事業会社が抱えるG Xに関する課題を解決するため運営事務局による伴走支援を実施し、G Xスタートアップとのマッチングや、L O I/オフテイク契約締結に向けた支援を実施します。



¹ グリーントランスフォーメーションの略。化石燃料中心の経済・社会、産業構造からクリーンエネルギー中心へと移行していくための変革やその実現に向けた活動。

² レターオブインテント（意向表明書）の略。取引やプロジェクトの初期段階において、関係者間での基本的な合意事項や意向を文書化したもの。

³ 事業化に向けた権利や制限の規定を明確にするための契約。

2 事業スケジュール

本事業は以下のスケジュールでの実施を予定しています。なお、実施スケジュールは事業の進捗等により変更となる可能性があります。

	2025年						2026年						2027年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	…	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公募・審査委員会	公募			審査	有識者による審査を経て事業者を決定します。												
GX 計画策定支援					GX計画策定												
事業会社への支援							2026年7月										
マッチング支援						スタートアップとのマッチング				事業期間中月1~2回程度進捗状況をご報告いただきます。							
LOI・オフテイク契約													LOI・オフテイク契約				

- ① GX製品の調達やGX技術等獲得のための計画策定支援
2025年11月～12月（予定）
 - ・採択された事業会社（以下、支援対象事業会社）が、本事業のGXにかかる目的が効果的に達成できるよう、「実施計画書」の作成を支援します。
- ② 支援対象事業会社とGXスタートアップとのマッチング（面談）
2025年12月～2026年6月（予定）
 - ・実施計画書やヒアリング等に基づき、支援対象事業会社の求めるGX製品や技術を持つGXスタートアップとマッチングします。（10社程度）
- ③ LOI/オフテイク契約等調整支援
2026年7月～2027年3月（予定）
 - ・LOI/オフテイク契約締結に向けた総合的なサポートを行います。
- ④ 事業終了後の成果報告・情報発信
2027年3月（予定）
 - ・事業成果の広報及びPR（最終報告会等）を実施します。
- ⑤ その他
 - ・支援対象事業会社は、運営事務局が開催する各種報告会等に参加するほか、本事業の広報活動やPRに積極的に協力するとともに、事業成果を自主的・積極的に広く周知していただきます。（例：ウェブサイトへの情報掲載、参加者による自社プレスリリースの発信等）
 - ・支援対象事業会社は、月1～2回程度の頻度で、運営事務局に対して事業に関する進捗状況の報告を行ってください。報告方法は、書面の提出、会議の実施による報告等の組み合わせを予定しています。
 - ・採択された事業の情報や、事業の写真・動画を都が広報に利用する場合があります（機密情報、財産権を伴う技術情報等、公表に適さないものを除く。また、広報に利用する内容は支援対象事業会社へ事前確認を行う）。

3 支援内容

(1) 運営事務局による伴走支援

実施計画書の作成、計画に基づく達成までの課題への対応（到達目標の設定や検証等）を支援します。詳細は、採択後に支援対象事業会社と協議のうえ決定します。

(2) ネットワーク構築・マッチングのサポート

既存のネットワークでは得られない、事業会社のGX事業テーマとの親和性等を踏まえたGXスタートアップを選定し、マッチングを行います。

(3) LOI/オフテイク契約締結に向けたサポート

弁護士による契約書ドラフトの作成・調整等、LOI/オフテイク契約締結に向けた支援を行います。

4 応募資格

対象となる事業者は、次に掲げるすべての事項を満たす企業であることとします。

※支援期間中に下記の条件のいずれかを満たさなくなった場合、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。

【基本要件】

- ① GXに関する先端的な製品や技術等への関心を持ち、自社に有用な製品や技術等の導入等を検討し、GX分野の先進性を自社へ取り組むことを目指している（予定も含む）事業会社であること。

※本事業における「事業会社」とは、次の要件を満たすものとします。

- ・都内に登記（本店又は支店）があること。ただし、都外に登記がある場合でも、事実上の本社機能が都内にある企業は含める。

※本事業における「GX」とは、カーボン（主にCO₂）をはじめとする温室効果ガス（GHG）の排出抑制を目的とし、クリーンエネルギー中心の産業構造へと転換する取り組みとする。

- ② 事業期間中に、GX製品や技術等を採用するための、LOI/オフテイク契約を行う明確な意思があること。

【その他要件】

- ③ 財務状況が健全であり、事業に必要な資金を調達できる見込みがあること。
- ④ 定期的な進捗報告、成果報告会への出席等、必須のプログラムに取り組むこと。
- ⑤ 事業に関する情報や事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報等、公表に適さないものを除く。また、広報に利用する内容は事業者へ事前確認を行う）。
- ⑥ 都が支援する事業に対して、国や他の地方自治体の支援や助成を受ける又は、受けようとする場合は都に報告を行うこと。
- ⑦ 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ⑧ 反社会的勢力又は、それに関わるものとの関与がないこと。
- ⑨ 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、本事業に申請する事業会社が、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- ⑩ 会社再生法に係る更生手続の申立てや民事再生法に係る再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑪ 都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ⑫ 過去5年以内に国・都道府県・区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑬ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法等公的資金の支援先として適切でないと判断される業態を営んでいないこと。
- ⑭ 事業税等を滞納しておらず、また、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

6 応募方法

(1) 「申込前確認書」「申込書」を以下ホームページからダウンロードしてください (Word 形式)

URL : <https://gx-startup.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 以下のとおり、応募を希望される旨を必要書類一式と共にメールにてお送りください。
必要書類の受領を以て申込完了となりますので、ご注意ください。

・タイトル:【貴社名】GXスタートアップ開発製品等の需要創出支援申込

・宛 先: GXスタートアップ開発製品等の需要創出支援 運営事務局

tokyo_gxsu@tohatsu.co.jp

・本文: ①企業名②担当者名③電話番号④メールアドレス をご記載ください。

「申込書」にご記入いただいた内容は、審査をはじめ、マッチング先の選定等の基礎データとして事業終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。

東京都が認めた場合を除き、内容の変更は原則できませんので、ご注意ください。

なお、「申込書」は、あらかじめコピーを取り保管してください。

(3) 提出書類

NO.	必 要 書 類	電子データ
1	申込前確認書	word 形式
2	申込書 ※1	word 形式
3	会社案内、製品・商品のカタログ、PR資料、その他 ※2	PDF、PPT 等

※1 申込書にご記入いただいた内容は、選定の審査を始め、マッチング先の選定等の基礎データとして支援終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。**東京都が認めた場合を除き、内容の変更は原則できません**ので、ご注意ください。

※2 その他、営業用のプレゼンテーション資料や、新聞・雑誌の掲載記事等がある場合には、それらも提出してください。

※3 採択後には企業ロゴの提供を依頼させていただく予定ですのでご準備ください。

※4 提出頂いた上記書類に基づき面接審査を行います。

(4) 募集期間: 令和7年7月1日(火曜日)～令和7年9月30日(火曜日)

(5) 問い合わせ先 (受託者)

東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング (〒100-0005)

デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社

GXスタートアップ開発製品等の需要創出支援事業 運営事務局

(メールアドレス) tokyo_gxsu@tohatsu.co.jp

(電話番号) 03-6679-0424

7 審査

(1) 審査方法

① 一次審査（書面審査）

応募書類に基づく書面審査を行い、二次審査の対象とする事業会社を選定します。

結果については、令和7年10月13日（月曜日）までを目途に全応募者に対してお知らせします。

② 二次審査（面接審査）

一次審査を通過された応募者に対して、面接による審査を実施します。

面接日時については、令和7年10月20日（月曜日）から10月31日（金曜日）（予定）の平日いずれか一日を指定しますので、必ずご出席ください。

日時の詳細については、一次審査合格者にのみ、10月13日（月曜日）までを目途に通知します。

なお、応募者による日時の指定はできません。予めご了承ください。

※ 面接審査については、対面での実施を予定しております。

(2) 審査の視点

- ・ 事業目的との整合性・適合性
- ・ G X計画の柔軟性
- ・ G X分野への取り組み姿勢
- ・ 連携を希望するスタートアップ像の明確性
- ・ 体制・リソース状況
- ・ リスク管理能力
- ・ 支援の必要性 等

8 結果の通知

申込者に対し、11月中旬までに選定の結果を通知する予定です。

審査内容に関する質問は一切受け付けません。また、選定途中のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

9 その他

(1) 提出書類の不備の取扱い

提出書類に不備がある場合、疑義がある場合等、再提出や追加提出（決算書を含む。）を求めることがあります。

(2) 別紙規約を遵守いただきますので必ずご確認ください。

(3) 本事業における各種支援については、東京都が民間事業者等に委託し実施します。

(4) 東京都が実施するアンケート等には必ずご回答いただきます。アンケート等は、今後の事業運営をより効果的に行うための参考とさせていただきます。

(5) 申込み情報の取扱い

円滑な事業運営のため、申込書等の提出書類に記載された情報や、必要に応じてご提供いただく情報を東京都が指定した業務委託先及び審査員に提供することがありますので予めご了承ください。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合があります。

(6) 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。

(7) 東京都及び東京都が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがあります。

(8) 諸般の事情の変化により、本要項記載の内容は変更となる可能性があります。また、東京都の判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。

(9) 以下のいずれかに該当した場合は、支援期間の途中でであっても支援を終了する場合があります。

- ① 都内に主たる事業所を有する（本社若しくは支店登記がされている）企業でなくなった場合又は都外に登記がある場合で事実上の本社機能が都内になくなった場合
- ② 応募内容に虚偽があった場合
- ③ 違法行為等反社会的行為が確認された場合
- ④ 国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合
- ⑤ 東京都の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合
- ⑥ 支援の継続が困難と東京都が判断した場合
- ⑦ その他、支援企業として不適切であると東京都が判断した場合

以上